

# 原料原産地表示の監視について

平成28年8月23日  
消費者庁・農林水産省

# 原料原産地表示の監視について①

現行の食品表示法において、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」(後掲)により、食品表示基準違反については、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであって、事業者が速やかに消費者へ情報提供している等の場合には、指示・公表を行わず、指導を行っている。

(参考)

## 食品表示法(平成25年法律第70号)抜粋

### 第三章 不適正な表示に対する措置

(指示等)

**第六条** 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2~4(略)

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

# 原料原産地表示の監視について②

食品表示法(平成25年法律第70号)抜粋 続き

## 第六章 罰則

**第十九条** 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地(原材料の原産地を含む。)について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

**第二十条** 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第二十二条** 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第十七条 三億円以下の罰金刑
- 二 第十八条から第二十条まで 一億円以下の罰金刑
- 三 前条 同条の罰金刑

…近年、食品についての悪質な偽装表示、とりわけ、原産地(製品自体の原産地だけでなく、その原材料の原産地も含む)についての偽装表示が続発しており、それによって巨額の富を得る者がいる一方で、虚偽表示に使われた生産地では、今まで営々と築いてきた産地ブランドに対する信用失墜や、風評被害による大きな経済的な損失が生じていた。また、消費者の食品に対する不安が増大しており、生産者と消費者を結ぶ重要な役割を果たしている表示制度の信頼が大きく揺らいでいた。

そこで、JAS法の品質表示基準違反の事例のうち、故意に「原産地」についての偽装表示を行うような特に悪質なものについては、従来のスリーアウト制という是正方法だけによるのは必ずしも適当ではないことから、改正法によって、別途、直罰のみちを開くこととしたものである。…

(中略)

…直罰規定の対象となる行為であっても、違反状態の是正の必要があるため、指示や命令の対象となりうる。

(「時の法令 平成21年 9/30 法令解説 食品の偽装表示についての対策強化 公表規定と直罰規定を創設 衆議院法制局」)

# 原料原産地表示の監視について③

(参考)

食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る  
同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針（抄）

平成27年3月20日

消費者庁  
国税庁  
農林水産省

## 1 指示の指針

食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

### [指導を行う場合]

次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

- ① 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- ② 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。
- ③ 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていること。

2～4 （略）